



鳥取県公報

平成16年 8月27日(金)
号外第123号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表(8) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成16年3月19日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年 8月27日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺

鳥取県監査委員 井 上 耐 子

鳥取県監査委員 石 村 祐 輔

鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 指導監督事務の執行体制</p> <p>(1) 知事所管法人に係る執行体制</p> <p>知事の所管に属する公益法人(以下「知事所管法人」という。)について、当該公益法人に対する確かな指導監督を行うためには、その体制を十分に整備し、担当職員に専門的知識を修得させることが重要である。</p> <p>しかし、公益法人の目的とする事業に係る事務を所管し、当該法人に対する指導監督事務を行っている課(以下「所管課」という。)及び所管課に対する総合的な指導、調整等の事務を行っている総務課の担当職員は、すべて他の業務を兼務しており、指導体制が十分整っているとは言いがたい状況であった。また、指導監督事務に関する研修会への担当職</p>	<p>指導監督体制強化のため、平成16年度から総務課に公益法人指導監督事務担当職員を1.5名増員し、専属職員1名、兼務職員2名の体制とした。担当職員には、研修への参加等により会計・財務の専門的な必要知識を修得させることとしている。</p> <p>また、所管課に対しては、総務課が開催する指導監督事務等研修会への担当職員の参加を義務づけるとともに、財団法人公益法人協会等が開催する各種研修の情報を広く提供し、積極的な参加を促す。</p>

員の参加状況は、十分とは言えない状況であった。

今後は、担当職員の充実とともに、研修等により専門的知識を修得させ、的確な指導監督が行える体制を速やかに整備する必要がある。

(2) 教育委員会所管法人に係る執行体制

教育委員会の所管に属する公益法人(以下「教育委員会所管法人」という。)について、指導監督事務に関する研修会への担当職員の参加状況は、所管課及び所管課に対する総合的な指導、調整等の事務を行っている教育総務課とともに十分とは言えない状況であった。

今後は、知事所管法人の場合と同様に、十分な専門的知識の修得に努める必要がある。

(3) 指導監督事務の執行体制の検討

指導監督事務の執行体制が整っているとはいえない状況であること、また、短期間の研修では指導監督事務を的確に行うために求められる複式簿記等の専門的知識の修得が困難であることから、現在の所管課ごとで所管法人に対する指導監督事務を行う執行体制(以下「分散管理方式」という。)より、特定の課で一括して所管法人に対する指導監督事務を行う執行体制(以下「集中管理方式」という。)の方が好ましいとも考えられるので、より効果的・効率的な指導監督体制となるよう検討されたい。

2 関係する法令、規則等に基づく指導監督事務の状況

(1) 業務、財産状況等の報告の状況

業務、財産状況等の報告は、公益法人の事業活動及び財務会計の実態を把握する上で極めて重要であり、公益法人を指導監督する上で基礎資料となるものである。

しかし、公益法人からの報告状況を見ると、4分の1近くの法人で期限が守られず、また、7法人では報告がなされていない等指導が徹底しているとは言えなかった。

ついては、公益法人に対する期限内報告の指導を徹底する必要がある。

(2) 立入検査の実施状況

ア 立入検査の実施

民法第67条第3項の規定に基づく検査(以下「立入検査」という。)は、3年に1回以上実施することとなっており、法人の日常業務に接し、帳簿、証拠書類等を確認して指導監督を行うための重要な機会である。

しかし、18法人については平成12年度から平成14年度までの3年度間に立入検査が実施されてい

所管課に対して、指導監督事務等研修会及び会計基準等研修会(財団法人公益法人協会主催)に担当職員を必ず参加させるよう指導するとともに、新任者及び研修未受講者を適切に把握し、未受講者をなくすようにする。

また、教育総務課の担当職員を会計基準等研修会に参加させ、専門知識の修得に努める。

今後、分散・集中両方式の指導監督体制の利点・欠点を他県の状況等も参考にしながら整理し、より適切な体制を整える。

規則、要領等に定められている各種報告の提出期限等の遵守について、報告が遅れている法人に対する指導を徹底するよう、指導監督事務等研修会で所管課に指導を行った。

知事部局については、所管の全法人について立入検査の実施計画を作成し、当該計画に基づき検査を実施するよう所管課の指導を行うとともに、できるだけ総務課の担当職員も同行することとした。

教育委員会についても、所管の全法人について立入検査の実施計画を作成し、当該計画に基づき検査を実施する。実施に当たっては、十分な検査時間を確保すると

なかったので、速やかに立入検査を実施するとともに、今後は立入検査を実施するよう徹底する必要がある。

イ 各部主管課の役割

知事所管法人に係る立入検査は部の主管課（以下「主管課」という。）及び所管課の長が検査員を指名して共同で実施し、主管課の長が当該部の所管に属する公益法人に係る年間分の立入検査の結果、指導事項の改善状況等の報告（以下「結果等の報告」という。）を総務課長に行うこととされている。

しかし、立入検査について主管課の対応が十分ではなく、また結果等の報告については3つの部しかなされていなかったため、今後は適切な対応を行う必要がある。

ウ 立入検査の実施結果の公表

結果等の報告を公表することとなっているが、教育委員会所管法人についてはなされていなかったため、速やかに公表を行う必要がある。

3 指導監督基準等による指導監督事務の状況

指導監督基準に適合していない公益法人については、原則として3年以内に適合するよう所管官庁が指導することとなっているが、3年が経過した現在でも指導監督基準に適合していない法人が多いので、公益法人に対する指導を徹底する必要がある。

指導監督基準のうち、特に適合していない法人が多い次の項目等については、指導を強化する必要がある。

ア 財団法人における評議員の未設置

イ 会計処理規程の未制定

ウ 財団法人における基本財産明細帳の未整備

エ 公益事業規模の不適正

オ 内部留保水準の不適正

4 内部チェック機能の充実

公益法人の経理担当職員の在籍年数の状況を見ると、長期在職となっている法人が多い。

職員の長期在職が即不祥事に結びつくものではないが、職員の定期的な異動等を行い、長期在職を避けるよう公益法人に対して指導する必要がある。

また、小規模な法人で職員の異動が困難な場合には、上司の指導監督等によるチェック機能を強化するよう指導することが必要である。

もに、関係課と検査項目、検査方法等について事前に十分打ち合わせを行い、適正な検査の実施に努める。

なお、指摘のあった18法人のうち、平成15年度中に15法人の検査を実施済みであり、残りの3法人についても平成16年度中に実施するよう所管課に対して指導を行った。

指導監督事務等研修会で、立入検査に係る適正な手続の実施について徹底した。

平成13年度及び14年度分について、平成16年3月30日付けで公表を行った。

各法人の状況を再度確認し、基準に適合していない法人に対する改善指導を徹底するよう、指導監督事務等研修会で所管課に指導を行った。

法人の実態を考慮しながら、上司のチェック機能の強化等、可能な改善を指導していく。

